

約1.8ヘクタールの遊休農地を解消 農地再生・利用集積促進事業

遊休農地の解消へ

私たちの身近に広がる、管理されず放置されたままの遊休農地。一度荒廃してしまった農地を新たに耕作するためには、雑草・雑木の除去や整地などに、多額の費用が必要となります。

町では、地域農業と生活環境の維持向上のため、遊休農地を新たに購入し、賃借する際に行う雑草・雑木の除去や農地再生にかかる費用の一部を支援する「農地再生・利用集積促進事業」を実施してきました。

令和7年度には6人の農業者が活用し、約1.8ヘクタールの農地が再生され、新たに耕作が開始されました。補助金の利用者からは「遊休農地はどうしても初期費用が大きくなるため、農地を借りるか迷っていたが、補助金を利用することで気持ちが固まった」との声もありました。



▲雑草が生い茂っている遊休農地が...



▲新たにぶどう畑として再生

農地を放っておくと...

管理が不十分な農地では雑草や雑木が生い茂り、隣接農地や周辺住民の生活環境に悪影響を引き起こす原因となる可能性が高まります。農地を所有している方で管理が難しい場合には、本事業の活用も含め、積極的に農地の貸借や売買を検討しましょう。借り手、買い手にお困りの際には、農業委員会事務局までお問い合わせください。



▲トラクターやバックホウでの作業も対象になります。

農地を放っておくと起こりうる弊害

病害虫の発生源



野生鳥獣の隠れ家



不法投棄の誘発



景観の悪化



今年度も引き続き支援

町では、今年度も事業を実施し、農地の再生を支援してまいります。事業の詳細は町ホームページ（左記QRコード）をご確認いただくか、産業振興課（農業委員会）（582-2126）までお問い合わせください。

